

# 議 事 録

## 第 17 回 定 例 総 会

平成30年12月10日

## 太田市農業委員会第17回定例総会議事録

開会日時	平成30年12月10日(月) 午後 2時			
閉会日時	平成30年12月10日(月) 午後 3時55分			
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)			
出席委員 (20人)	1 藤澤 武則 5 遠坂 修一 9 小林 良孝 13 山田 清作 17 清水 由紀江	2 丸山 忠 6 藤生 博 10 糸井 敏幸 14 高柳 章 19 藤本 富久	3 木暮 昌弘 7 吉田 清和 11 岡田 貴男 15 石原 孝志 20 茂木 利子	4 中村 博正 8 牛久保 榮治 12 塚越 寶 16 新井 章夫 22 中村 薫
欠席委員 (2人)	18 武内 満	21 片亀 昌子		
出席職員 (8人)	小林局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 宮崎係長代理 西野目係長代理 青木主任 野村主事			
会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)	
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)	
	議案第3号	競売農地の買受適格証明願について(3条)	(会長)	
	議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)	
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)	
	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)	
報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について		
	報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について		
	報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について		
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について		
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について		

## 太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第17回農業委員会定例総会を開催いたします。

3 会期の決定

事 務 局 出席者20名 欠席者2名、過半数以上の出席なので、本日の定例総会  
は成立することをご報告いたします。  
ここで、新しく農業委員となりました、藤澤 武則様についてご紹介  
させていただきます。  
藤澤委員は7月に辞任いたしました川田前委員の後任として、毛里田  
地区の推薦を受け候補者となり、11月30日に議会の同意を得て、  
市長に農業委員として任命されました。  
それでは、ここで藤澤委員よりご挨拶をいただきたいと思います。藤  
澤委員お願いいたします。

藤澤 委 員 皆さん、こんにちは。この度大変重要な役割を拝命承りました、藤澤  
武則と申します。皆様にご指導を賜りながら全力で務めさせていただ  
こうと思っております。よろしくお願いいたします。

事 務 局 ありがとうございます。  
藤澤委員の議席番号につきましては、太田市農業委員会総会会議規則  
第5条「委員の議席は会長が定める」とありますので、会長より議席  
番号の決定をお願いいたします。

会 長 藤澤委員の議席番号につきましては、川田前委員の後任となりますの  
で、そのまま引き継いでいただき、1番といたします。

議 長 それでは、会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ござ  
いせんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

#### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは 13 番 山田 清作 委員 と 14 番 高柳 章 委員 のお二人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はありません。

#### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法関係許可取消願が会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は 3 件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数 3 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 新田大根町の土地 2,621 m<sup>2</sup>について、融資上、譲受人名義を妻に変更する必要が生じたため、許可を取り消すものです。

2 番 由良町の土地 367 m<sup>2</sup>について、一般住宅用地として許可を得たが、融資の都合により妻と共有で改めて申請するため、許可を取り消すものです。

3 番 原宿町の土地 1,056 m<sup>2</sup>について、設備認定基準に不適合となり、太陽光発電施設の設置ができなくなったため、許可を取り消すものです。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号 1 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第 5 地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。

- 17番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。10月に審議して頂いた案件ですが、融資上、譲受人名義を妻と共有にする必要が生じたため、許可を取り消すものです。農地のため特に問題なく、取消相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 15番委員 現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、取り消し相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会及び第5地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議長 つづいて、番号2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 12番委員 番号2番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、取消相当と意見決定しました。なお、本件は9月に審議して頂いた案件です。なお、議案第6号8番に本件に係る申請があります。再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より番号2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。番号2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番を取消とすることに決定いたします。

- 議長 つづいて、番号3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 番号3番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、取消相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 4番委員 原宿地区は太陽光発電を目的とした農地転用が多く許可されていますが、今回、何を理由に太陽光発電施設を設置できなくなったのでしょうか。許可申請を受け付けるときに、転用が確実に実行されることをしっかりと審査した方が良いと思います。
- 議長 事務局より説明願います。
- 事務局 平成30年1月に許可を受けた後、経済産業省に事業認定申請を行ったところ、既に隣接地で土地所有者が太陽光発電設備を設置しており、本件と合わせて50キロワット以上となってしまう、設備認定許可基準に適合しないため、設置できなくなってしまったことから許可を取り消すものです。昨年度までは申請時に、太陽光発電設備設置に係る経済産業省の事業認定通知書の添付を求めていなかったことから、農地転用許可後に事業認定を受けることが可能でありましたが、今年度より申請時に事業認定通知書の写しの添付を求めていますので、申請時には太陽光発電設備設置を目的とした転用が確実に見込まれているため、今後はこのようなことは起こらないと思われまます。
- 議長 他にご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。  
番号3番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号3番を取消とすることに決定いたします。
- 議長 つづきまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長あてにあったので、処分の決定を求めます。提出件数は3件です。事務局より、提案をお願いいたします。

- 事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。  
 1番 茂木町の土地 田 2,923 m<sup>2</sup> 外3筆 計6,847 m<sup>2</sup>を借り受け、農業に精進したい。  
 2番 徳川町の土地 畑 1,293 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,924 m<sup>2</sup>を譲り受け、経営規模を拡大したい。  
 3番 新田大根町の土地 田 2,621 m<sup>2</sup>を譲り受け、経営規模を拡大したい。  
 なお、番号1番から3番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結果報告をお願いします。  
 番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
 譲受人は父より農地を借り受け、農業に精進したいとのことです。譲渡人は高齢のため息子へ経営移譲しており、経営移譲年金を継続するために再設定するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。  
 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。  
 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 つづいて、番号2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 1 4 番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- 譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は高齢で農業を継続することが困難なため、申請地を売買するものです。現地を確認したところ、申請地を譲受人が既に借用して耕作している状況です。譲受人は16,000 m<sup>2</sup>を耕作しており、ごぼう、ねぎ、大和芋等を生産し、トラクターを4台所有するなど必要な農機具等も所有しております。周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定します。
- 議 長 つづいて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。
- 1 7 番委員 番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。本件は議案第1号1番と関連します。譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、経営規模拡大のために取得するものです。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 1 5 番委員 番号3番の農地性について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会及び第5地区協議会より番号3番について

報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 議長 なし。

委員 議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

議長 番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 つづきまして、議案第3号 競売農地の買受適格証明願が会長あてにあったので決定を求めます。提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 牛沢町の土地 畑 1,124 m<sup>2</sup> 農地として利用、競売執行機関 関東信越国税局、競売期間平成30年12月25日から平成31年1月4日です。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

現地を確認したところ、大和芋が作付けされており、農地として活用されているため、特に問題なく、承認相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 議長 なし。

委員 議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決したいと思います。

委員 番号1番に買受適格証明書を交付することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番について買受適格証明書を交付することに決定いたします。  
なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高値買受申出人または次順位買受申出人となり、当該申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた時を除き、許可といたします。

議長 つづきまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請が会長あてにあつたので、審議を求めます。  
提出件数は12件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数12件について、朗読し詳細に説明する。

1番 安良岡町の土地 205 m<sup>2</sup> 外3筆 計283.60 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

2番 沖之郷町の土地 1,156 m<sup>2</sup>、農地区分については「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天資材置場、駐車場用地として転用するものです。

3番 東今泉町の土地 42 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

4番 強戸町の土地 58 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

5番 武蔵島町の土地 421 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわ

たり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「農用地利用計画において定められた用途に供する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。

牛舎用地として転用するものです。

6番 徳川町の土地 200 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。

農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

7番 新田中江田町の土地 1,586 m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

8番 新田中江田町の土地 2,599 m<sup>2</sup>のうち 1,920 m<sup>2</sup> 外1筆 計 2,250 m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地です。

農地改良として一時転用するものです。

9番 新田市町の土地 96 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。

一般住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

10番 新田萩町の土地 1,808 m<sup>2</sup> 外5筆 計 10,352 m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地です。

牛舎建築用地として転用するものです。

11番 新田萩町の土地 991 m<sup>2</sup> 外8筆 8,402 m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地です。

牛舎建築用地として転用するものです。

12番 山之神町の土地 16 m<sup>2</sup> 外1筆 992 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、農業用施設の場合には例外規定があり、問題ないと考えます。

農業用作業所・物置用地として転用するものです。

議長

事務局の提案が終わりましたので、各地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番から3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員

番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

申請人は、隣接地に貸家を建築するため、不足する駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、北は申請人所有の農地、東と

南は申請人の所有の宅地、西は道路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

9 番 委 員

つづいて番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

申請人は鉄鋼業を営んでおり、敷地が狭く業務に支障をきたしており、申請地を資材置場兼資材積込場の拠点として利用するものです。現地を確認したところ、東は田、西は幹線道路、北は道路、南はコンビニエンスストアとなっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

1 3 番 委 員

つづいて番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

申請人の亡父が平成7年に分筆や払下げを受け、現況と公図を一致させたが、農地法の許可を得ずに農家住宅を建てました。指摘を受け、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、北は道路、東は水路、南と西は宅地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長

ただいま第2地区協議会より、番号1番から3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定します。

議 長

つづいて、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3 番 委 員

番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は改築にあたり調査したところ、許可を得ずに宅地として利用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、東は墓地、北は

道路、西はブロック塀を介して畑、南は宅地となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号4番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたしま  
す。

議長 つづいて、番号5番と6番について、第4地区協議会の調査した意見  
結果を報告願います。

2番委員 番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき  
調査した結果を報告します。申請人は畜産業を営んでおり、事業拡大  
のため、申請地を牛舎用地として使用するものです。現地を確認した  
ところ、北は牛舎、東は議案第6号25番の農地、南は道を挟んで牛  
舎となっております、西は上武国道の側道となっております、周辺農地への支  
障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

1番委員 つづいて番号6番について、当地区協議会で許可基準チェックリスト  
に基づき調査した結果を報告します。農地法3条許可申請にあたり調  
査をしたところ、許可を得ずに農機具収納庫として使用していたこと  
が判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認し  
たところ、南は道路と住宅、東は農地、北は申請人の畑、西は申請人  
の住宅となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、  
許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号5番と6番について報告があり  
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定いたします。

議 長 つづいて、番号7番から11番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 番号7番と8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

はじめに番号7番について報告いたします。申請地は地盤が低く、雨水が溜り耕作できないため、農地改良により嵩上げするものです。現地を確認したところ、南は住宅と畑、北は住宅、東は道路、南は畑となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号8番について報告いたします。申請地は地盤が低く、雨水が溜り耕作できないため、農地改良により嵩上げするものです。現地を確認したところ、北、南、東は田、西は道路となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

番号7番と8番について、再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

20番委員 つづいて番号9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請地に将来子供の住宅を建築する計画があるため調査をしたところ、許可を得ずに自宅の一部として使用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

15番委員 つづいて番号10番と11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

はじめに番号10番について報告いたします。申請人畜産業を営んでおり、事業拡大のため、申請地に牛舎2棟、物置1棟を建設するものです。建築建物が大きいので、建物ごとに雨水貯留受けを設置し、周囲に支障ないように配慮しますとのこと。申請地はもともと畜産業を営んでいた人から譲り受けたものであり、現地を確認したところ、北、西、東は道路、南は堆肥処理施設となっております。周辺農地へ

の支障もなく、許可相当と意見決定しました。  
つづいて番号11番について報告いたします。申請人は畜産業を営んでおり、事業拡大のため、申請地を牛舎用地として使用するものです。現地を確認したところ、北、西、東は道路、南は宅地と牛舎となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。  
番号10番と11番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号7番から11番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。  
番号7番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号7番から11番を許可とすることに決定いたします。

議長 つづいて、番号12番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 番号12番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。調査をしたところ、許可を得ずに椎茸栽培の作業所・物置用地として使用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、周囲は作業用建物に囲まれており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号12番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。  
番号12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号12番を許可とすることに決定いたします。

- 議 長 つづきまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は3件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 藪塚町の土地 2,156 m<sup>2</sup> 外2筆について、工場・事務所用地及び露天資材置場用地として、それぞれ計画変更するものです。  
2番 大原町 39 m<sup>2</sup> 外1筆について、一般住宅及び道路用地として計画変更するものです。  
3番 大原町の土地 247 m<sup>2</sup>について、一般住宅用地として、計画変更するものです。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番から3番について第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請地は資材置場用地として取得しましたが、経済情勢及び会社経営状態等の理由から実行できなかったため、工場・事務所用地及び露天資材置場用地へ計画変更するものです。現地を確認したところ、北は住宅、西は道路、東と南は畑となっており、周辺農地に対する支障もなく、承認相当と意見決定しました。議案第6号40番と41番に関連します。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 17番委員 つづいて番号2番と3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
はじめに番号2番について報告いたします。申請地は一般住宅兼事務所及び道路用地として許可を得ましたが、諸事情により建築の計画がなくなったため、権利を承継し、承継者の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地に対する支障もなく、承認相当と意見決定しました。  
つづいて番号3番について報告いたします。申請地は一般住宅用地として許可を得ましたが、諸事情により建築の計画がなくなったため、権利を承継し、承継者の住宅を建築するものです。現地を確認したと

ころ、周辺農地に対する支障もなく、承認相当と意見決定しました。  
番号2番と3番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番から3番について報告がありました  
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号1番から3番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を承認とすることに決定  
します。

議長 つづきまして、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請が、  
会長あてにあったので、審議を求めます。

提出件数は49件です。事務局より、一括提案をお願いいたします。

事務局 提出件数49件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 1,658 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「宅地化  
に達している区域に近接する農地の区域で、概ね10ヘクタール未満  
の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件に  
つきまして同様の理由となるものについては説明を省略させていただきます。

露天資材置場用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 270 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ヘク  
タール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地  
と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅  
で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題  
ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるも  
のについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 細谷町の土地 294 m<sup>2</sup> 外2筆 計382 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種で  
す。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 細谷町の土地 2,133 m<sup>2</sup> 外4筆 計5,428 m<sup>2</sup>、農地区分につき

ましては、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には、細谷駅から 300m以内にある農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

5番 細谷町の土地 2,298 m<sup>2</sup> 外2筆 計2,956 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電設備用地として転用するものです。

6番 藤阿久町の土地 938 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

7番 藤阿久町の土地 812 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

8番 由良町の土地 367 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 別所町の土地 1,039 m<sup>2</sup> 外7筆 計1,911.87 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

10番 台之郷町の土地 384 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

11番 台之郷町の土地 80 m<sup>2</sup> 外1筆 計403 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

12番 台之郷町の土地 1,640 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

13番 上小林町の土地 305 m<sup>2</sup> 外1筆 計352 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 上小林町の土地 332 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

15番 龍舞町の土地 414 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 東今泉町の土地 3,149 m<sup>2</sup> 外13筆 計22,103 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には、北関東自動車道太田桐生インターチェンジから 300m以内にある農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

物流センター・事務所用地として転用するものです。

17番 只上町の土地 734 m<sup>2</sup>のうち220 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、

「今後長期にわたり農業上の理由を確保すべき区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として一時転用するものです。

18番 只上町の土地 72 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

19番 只上町の土地 1,190 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電事業用地として転用するものです。

20番 丸山町の土地 195 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

21番 成塚町の土地 300 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

22番 成塚町の土地 303 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

23番 成塚町の土地 268 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

24番 菅塩町の土地 461 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

25番 武蔵島町の土地 509 m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地です。

農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農用地利用計画において定められた用途に供する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。

牛舎用地として転用するものです。

26番 亀岡町の土地 747 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

27番 新田木崎町の土地 264 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

28番 新田下江田町の土地 300 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

29番 新田赤堀町の土地 445 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

30番 新田赤堀町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

31番 新田村田町の土地 429 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

3 2 番 新田村田町の土地 467 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

3 3 番 新田小金井町の土地 4,902 m<sup>2</sup> 外1筆 計6,653 m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地です。

工事現場用地として一時転用するものです。

3 4 番 新田反町町の土地 384 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

3 5 番 新田上江田町の土地 1,127 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,796 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

3 6 番 新田上江田町の土地 328 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

3 7 番 新田大根町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

3 8 番 新田大根町の土地 178 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

3 9 番 藪塚町の土地 582 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には、藪塚駅から 300m以内にある農地」の理由から第三種です。

一般住宅用地として転用するものです。

4 0 番 藪塚町の土地 2,156 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,891 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

工場・事務所用地として転用するものです。

4 1 番 藪塚町の土地 935 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

4 2 番 藪塚町の土地 390 m<sup>2</sup> 外1筆 計659 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

4 3 番 藪塚町の土地 1,781 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

4 4 番 山之神町の土地 79 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。

貸家住宅用地として敷地拡張するものです。

45番 寄合町の土地 407 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。  
露天駐車場用地として転用するものです。

46番 大原町の土地 247 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。  
一般住宅用地として転用するものです。

47番 大原町の土地 198 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。  
一般住宅用地として転用するものです。

48番 大原町の土地 317 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。  
一般住宅用地として転用するものです。

49番 大原町の土地 1,354 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種です。  
従業員寮・駐車場用地として転用するものです。

なお、先月保留となりました携帯電話無線基地局設置工事用地として一時転用申請がありました新田上田中町の土地につきましては、11月20日付けで取下げとなりましたので、報告させていただきます。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から9番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 番号1番から5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号1番の譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大により資材置場が不足しているため、利便性の良い申請地を借り受け、資材置場として利用するものです。現地を確認したところ、北は国道354号線、東は宅地、南は薬局、西は道路を挟んでクリニックとなっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号2番について報告いたします。借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東は道路を挟んで畑、西は近いうちに転用が予想される畑2区画、南は宅地、北は道路を挟んで宅地となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号3番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は道路を挟んで畑、南と東は宅地、北は畑となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号4番について報告いたします。譲受人は売電事業を営ん

でおり、太陽光発電に適地である申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、南は最近設置された太陽光発電施設、北、東、西は農地と宅地が混在しており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号5番について報告いたします。譲受人は売電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、南は駐車場、東は宅地と畑、西は道路を挟んで宅地と市立太田高校のグラウンド、北は畑となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。番号1番から5番について、再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

## 1 2 番委員

つづいて番号6番から9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号6について報告いたします。譲受人は売電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設するものです。現地を確認したところ、西は水田、北は一部道路、東は畑、南は一部住宅となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号7番について報告いたします。番号6番と譲渡人が同一で申請地が隣接しております。譲受人は売電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、西と北は道路、東は市道となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号8番について報告いたします。議案第1号番号2番で許可取り消し承認された案件に関連するものです。借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、9月に現地確認した時と変化なく、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号9番について報告いたします。譲受人は貨物自動車の運送業及び倉庫業を営んでおり、業務拡大に伴い駐車場が不足しており、既存の駐車場に隣接する申請地を賃貸借により借り受け、駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、北は譲受人の駐車場、西と東は用排水路、南は道路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

- 議長 長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から9番について、報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 議長 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
- 議長 長 番号1番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号1番から9番を許可とすることに決定します。
- 議長 長 つづいて番号10番から20番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 番号10番から14番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- はじめに番号10番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。
- つづいて番号11番について報告いたします。譲受人はそれぞれ借家と実家に住んでおり、同居するため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。
- つづいて番号12番について報告いたします。譲受人は太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北は道路、西と東は農地、南は水路を挟んで東武鉄道の線路となっております。周辺農地へ影響がないよう努める旨の書類も提出されていることから、許可相当と意見決定しました。
- つづいて番号13番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- つづいて番号14番について報告いたします。譲受人は社宅に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- 番号10番から14番について、再度ご審議のほど、よろしくお願

いたします。

9 番 委 員

つづいて番号15番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北、東、西は住宅、南は道路となっており、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

1 3 番 委 員

つづいて番号16番から20番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号16番についてですが、事務局に本件の関係資料を配布していただきました。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

番号16番について事務局より説明させていただきます。本案件につきましては、埼玉県熊谷市に本社を置く運送業を営む法人が、高速道路の近くで利便性の良い申請地を取得し物流センター・事務所を設置するものです。

まず、申請地の概要について説明させていただきます。事前に配布させていただきました、議案第6号16番の資料をご覧ください。今回の申請地につきましては、緑色の枠で囲われている箇所となります。計14筆、22,013㎡です。この土地のうち、赤色の斜線で塗られた部分、議案書では現況が雑種地となっている5筆が違反転用となっております。違反転用となった経緯につきましては、東側の青色の網掛け部分が昭和51年5月に市内の建設業者が資材置場用地として農地法の許可を受け、資材置場として利用していましたが、平成2年頃から資料の赤色部分について農地法の許可を受けずに資材置場として一体利用し、現在まで至っている状況です。農業委員会でも事実確認ができておらず、違反転用の指導対象から漏れていました。今回、違反転用していた業者とは別の業者が申請地を含め利用したいということで、緑色の枠で囲まれている土地は青地であったため農振除外の手続きがされ、違反転用の事実が発覚したものとなります。

つづいて申請の経緯について説明させていただきます。申請地については、平成30年4月に農振除外が下りたことで、青地から白地への変更が認められました。その後9月に農地法5条の許可申請が提出され、事務局で現地確認をしたところ、違反転用に関する是正措置が何ら行われておらず、その状態では農業委員に対して説明ができないこと、できる限りの是正措置がされない限りは申請を受け付けることは

できないことを代理人を通じて説明し、一度申請書を下げてもらいました。

その後、違反転用地にありました、2階建ての事務所、鉄骨の屋根付きの資材置場、残土、建築機材等が全て撤去されましたので、違反転用地が農地へ復元されておりましたが、申請書を受け付けました。申請を受け付けた理由は、一つ目は、申請地は農地転用が原則許可となる第三種農地であること。二つ目は、本件の違反転用について譲受人には全く瑕疵がないこと。三つ目として、ある程度の是正措置が図られ、始末書の添付があること、四つ目として、他法令の許可見込みがあること、具体的には開発許可の事前協議が済んでおり、開発許可の見込みがあること。これら4つのことを総合的に勘案しまして、事務局ではやむを得ないものとして申請書を受け付けし、議案として提出させていただきました。以上事務局からの説明です。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、第2地区協議会で調査した意見結果を報告願います。

13番委員

第2地区協議会での協議の流れを説明させていただきます。

譲受人は埼玉県熊谷市で自動車運送業を営んでおり、申請地を取得し業務拡大に備えるものです。現地を確認したところ、北関東自動車道の太田桐生インターチェンジに近く利便性の良い土地です。四方道路です。現地調査及び事務局の報告を受けたところ、申請地の22,109㎡の内14,099㎡を本件違反転用の市内建設業者の元代表者が所有しております。この建設業者は太田市、群馬県、国土交通省等の工事を請け負うAランクの業者です。法律等に詳しいと思われるこの建設業者が30年近くに渡って違反転用で農地を使用していることが話題になり、種々の意見が出ました。事務局の作成した案通りに審議が進むようであれば農業委員会は要らないという意見も出ました。過去の事例では、平成の初めに龍舞町で水田の許可無し埋め立てでは、原状回復命令が発令され回復工事が行われ、平成10年頃に安良岡町では、畑の無断埋め立てで農業委員と事務局とで口頭による現状回復命令が出されました。本申請では、違反転用者以外の利害関係者の多くが許可を望んでおります。資材置場として使用している違反転用土地に産業廃棄物の投棄がないかという意見も出まして、農業委員立ち合いのもとで試掘調査を行うことで、保留と決議いたしました。

つづいて番号17番について報告いたします。譲受人は隣接地で工場を営んでおり、調査したところ、許可を得ずに駐車場として利用して

いたことが判明したため、除外申請を行っております。除外の許可が下りるまでの間、駐車場として借り受けるものです。北側は農地、南側は道路、西側は用水路、東側は工場となっております。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号18番について報告いたします。譲受人は両親と同居しており、結婚を機に独立するため、実家に隣接する申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北と東側は父の農地、南側は道路、西側は実家となっております。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号19番について報告いたします。譲受人は売電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北側は農地と宅地、南側は農地と太田市第2水源3号井、西側は道路、東側は農地となっております。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号20番について報告いたします。譲受人は社宅に住んでおり、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は水路、南と西側は実家の農地、東側は実家の農地と物置となっております。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号16番から20番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 ただいま、第2地区協議会より、番号10番から20番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 15番委員 番号16番についてですが、第2地区協議会で意見決定されたことを尊重すべきだと思います。
- 12番委員 従来からの使用状況を見ると、本件は許可出来ないようにも思えますが、申請人が第三者ということになりますと、先ほど事務局の説明があったとおり、やむを得ないかなという感じも受けられます。
- 14番委員 違反転用を承知の上で長い期間使用していたとすれば、第2地区協議会の意見を尊重した方が良いと思います。
- 13番委員 来月までに、事務局で指示する箇所を重機で掘削して、産業廃棄物が出なかったら許可をするという保留条件を付けたいと思いますが、皆さんの意見を聞かせてください。

- 議 長  
4 番 委 員
- ご意見ご質問等ございますか。  
違反転用地を掘削して産業廃棄物が出てこなかったら許可ということですね。農振除外について、私は太田地区の役員を担当していきまして、担当の農業政策課からは、今年度4月からは違反転用があった場合には厳格に対応していきますと意見を伺っています。本件の除外申請が提出されたのが平成30年1月で、違反転用へ厳格に対応する前の申請でありました。今後は違反転用があった場合には農業委員会では許可を出さないということを農業政策課へ伝えてきましたので、今後はこのようなことがないと思います。第2地区協議会で決定した内容でよろしいと思います。
- 議 長  
委 員  
議 長
- 他にご意見、ご質問等ございますか。  
なし。  
ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。  
番号10番から15番を許可とし、16番を保留とし、17番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 多数)
- 議 長
- 賛成多数でありますので、番号10番から15番を許可とし、16番を保留とし、17番から20番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長
- つづいて、番号21番から24番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3 番 委 員
- 番号21から24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
はじめに番号21番について報告いたします。譲受人は結婚を機に同居するため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地確認をしたところ、東は道路、南、西、北は譲渡人の畑となっております。何か支障が生じた場合には早急に対応しますとの一筆が入っておりますので、周辺農地への支障もないと思われ、許可相当と意見決定しました。  
つづいて番号22番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地確認したところ、申請地の東は道路、南は畑、西と北は譲渡人の畑となっております。何か支障が生じた場合には早急に対応しますとの一筆が入っておりますので、周辺農地への支障もないと思われ、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号23番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地確認したところ、南は道路、西は宅地、東と北は畑となっております。何か支障が生じた場合には早急に対応しますとの一筆が入っておりますので、周辺農地への支障もないと思われ、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号24番について報告いたします。譲受人は隣接で飲食店を経営しており、駐車場として借り受けていた土地が農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地確認をしたところ、南は宅地、北は太田市の雑種地、西は林、東は道路であり、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号21番から24番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 　　ただいま第3地区協議会より、番号21番から24番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
- 番号21番から24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号21番から24番を許可とすることに決定します。
- 議 長 　　つづいて番号25番と26番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 22番委員 　　番号25と26番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- はじめに番号25番について報告いたします。譲受人は畜産業を営んでおり、事業拡大のため、申請地を取得し、牛舎用地として議案第4号5番の土地と一体利用するものです。周囲は、北と東側は牛舎、南と西側は道路となっております。現地確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- つづいて番号26番について報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、申請地を取得し、駐車場用地として使用するものです。現地

を確認したところ、東、南、西は譲受人の土地、北は駐車場となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号25番と26番について、再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号25番と26番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号25番と26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号25番と26番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて、番号27番から38番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 番号27番から30番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号27番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。周囲は東と南は畑、北は道路、西は住宅になっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号28番について報告いたします。譲受人は賃貸住宅に住んでおり、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を叔父より譲り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は北、東、西は畑、南は道路と住宅となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号29番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。周囲は住宅に囲まれており、西側が道路となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号30番について報告いたします。譲受人は借家に住んで

おり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。周囲は住宅に囲まれており、南側が道路になっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号27番から30番について、再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### 19番委員

つづいて番号31番と34番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号31番について報告いたします。譲受人は金属塗装業を営んでおり、人手不足で雇用を拡大する計画があり、また、現在借りている従業員駐車場を返却し、より近くの申請地を取得し、駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、北は農地、西が宅地及び農地、東は宅地、南は道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号32番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、将来のことを考え、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東は農地、西は雑種地、南は道路、北は宅地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号33番について報告いたします。譲受人は新田東部工業団地拡張工事を受注することになり、申請地を一時転用し、資材置場・駐車場及び現場事務所として使用するものです。周囲は北と東が道路、南は農地、西は排水路となっております。周囲にフェンスを設置し、周辺農地へ支障を及ぼさないよう計画されております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号34番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は道路と農地、南と東は農地、北は農地と宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号31番から34番について、再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

#### 2番委員

つづいて番号35番と36番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号35番について報告いたします。譲受人は太陽光発電に

適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、周囲は、道路と宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号36番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、父の所有する申請地を借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は、東は道路、南は宅地、北と西は農地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号35番と36番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 15番委員

つづいて番号37番と38番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号37番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、父の所有する申請地を借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は住宅、東は道路と住宅、南は畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号38番について報告いたします。譲受人は申請地の近くで段ボールの加工業を営んでおり、受注の増加に伴う搬入作業スペース及び従業員の駐車場が不足しているため、申請地を取得し駐車場として使用するものです。周囲は、東は住宅、南は農地、北と西は道路です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号37番と38番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- |   |   |                                                                        |
|---|---|------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | ただいま、第5地区協議会より番号27番から38番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。                   |
| 委 | 員 | なし。                                                                    |
| 議 | 長 | ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。<br>番号27番から38番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号27番から38番を許可とすることに決定いたします。                                |
| 議 | 長 | つづいて、番号39番から49番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。                           |

## 6 番 委 員

番号39番から45番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号39番について報告いたします。譲受人は北海道で開業医を営んでおり、両親も高齢になり、生活の拠点を実家の近くに返すため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は畑、西は住宅、南は道路、東は宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号40番について報告いたします。譲受人は公共用焼却炉の修理業を営んでおり、現在の工場では手狭なため、申請地を取得後、本社を移転し、工場・事務所として使用するものです。現地を確認したところ、北は住宅、西は道路、東と南は畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号41番について報告いたします。譲渡人は番号40番と同一です。譲受人は再生可能物品のリサイクル業を営んでおり、太田市内の会社との取引が増加しているため、申請地を取得し、資材置場として使用するものです。現地を確認したところ、南道路、北と東は番号40番の転用予定地、西は宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号42番について報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、申請地を取得し、建売分譲住宅を建設するものです。現地を確認したところ、北と東は道路、南は住宅、西は畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号43番について報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、申請地を取得し、建売分譲住宅を建設するものです。現地を確認したところ、北はスナック、西と南は住宅、東は道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号44番について報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、隣接する宅地を貸家として取得したが手狭なため、申請地を取得し貸家住宅として一体で使用するものです。現地を確認したところ、北、東、西は住宅、南は道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号45番について報告いたします。譲受人は金型業を営んでおり、隣接地に工場の建築を計画しているが、駐車場が不足してい

るため、申請地を取得し、駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、北と東は駐車場、西と南は畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。番号39番から45番について、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 17番委員

つづいて番号46番から48番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号46番について報告いたします。本件は議案第5号3番に関連します。譲受人は借家に住んでおり、子供が生まれ手狭になったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は宅地と道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号47番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、結婚を機に申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は宅地と道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号48番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は宅地と道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号46番から48番について、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 5番委員

つづいて番号49番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は飲食店を営んでおり、従業員の宿舎が不足していることから、申請地を取得し、従業員寮及び駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、東は道路、南は住宅、西は住宅及び道路、北は譲受人の店舗となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長  
委 員  
議 長

ただいま、第6地区協議会より、番号39番から49番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

他にご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。番号39番から49番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めま

す。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号39番から49番を許可することに決定します。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更が無い場合の許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 以上で、審議は終了いたしました。報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、11月分の許可書の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可書交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

つづいて、報告第2号から第5号まで一括して事務局より報告を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について4件提出されております。内訳につきましては、畑のみ4筆 計2,362.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について43件提出されております。内訳につきましては、30ページをご覧ください。田13筆 5,891.00㎡、畑41筆 14,002.16㎡、計54筆 19,893.16㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は7件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

つづきまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は21件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備し

ておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上、報告させていただきます。

議 長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。  
委 員 なし。

議 長 その他にご質問等ございますか。  
委 員 なし。  
議 長 質問等無いようなので、以上で第17回定例総会を終了し散会とします。長時間に渡りご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 平成30年12月10日（月） 午後3時55分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議 長

署名委員 13番

署名委員 14番